

阪南市少年軟式野球協会

令和5年5月 改正

阪南市少年軟式野球協会規約
(令和5年5月1日改正)

(名称)

第1条 本協会は「阪南市少年軟式野球協会」と称する。

第2条 本協会の所在地は経理部長兼書記の住所とする。

(目的)

第3条 本協会は、少年少女に正しい野球を指導するとともに、野球を通し体位向上及び規律・協調性・スポーツマンシップの精神を養い、友情を深めることを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を発揮するために次の事業を行う。

- (1) 本協会が主催する各種少年野球大会の企画実施に関する事。
- (2) 主催・後援・共催等各種協力関連団体との調整に関する事。
- (3) 加盟チームとの連絡・指導等に関する事。
- (4) 正しい少年野球に対する指導・資料の収集・諸施設の整備・研究に関する事。
- (5) 技術向上と正しい指導のための講習会・研究会の開催及び派遣。
- (6) その他本協会の目的達成に必要な事項。

(組織)

第5条 本協会の組織は、各チーム1名並びに第3条の目的を達成するため適任と認められる者を理事として構成する。

(選手及び指導者)

第6条 本協会に登録される選手は下記の者に限る。

- (1) 阪南市内のチームに属する小学生
 - (2) 阪南市内および近隣市町のチームに属する中学生(以下「少年の部」という)
 - (3) その他理事会で承認を得た者
- 2 指導者は、スポーツに関心が深く青少年の指導・教育に情熱があり、指導者としての人格のある者とする。

(球団登録及び資格)

第7条 本協会に登録される小学生のチームは、下記による。

- (1) 登録は毎年2月末をもって更新するものとする。
- (2) 登録するチームは、協会所定の登録用紙を事務局に提出すること。
- (3) 満20歳以上の責任ある指導者が、1チームに2名以上いること。

- (4) 登録選手の追加・取消し等の届け出は協会所定の登録変更用紙に記入するものとし、登録変更は協会が指定する日(大会の抽選日)までとする。
従って、大会開催中の登録変更はできないこととする。但し、協会が認めるものは除く。
 - (5) 選手が他チームや他協会に移籍をする場合(脱会后一年以内の入会も同じ)は必ず事前に所定の移籍届を事務局へ届けること。
- 2 本協会に登録する少年の部のチームは、毎年 2 月末をもって協会所定の登録用紙を事務局に提出し、理事会で承認を得るものとする。

(登録の承認及び協会費等)

第8条 登録チームについては、事務局において審査し、理事会にて承認をおこなうものとする。

2 前項で承認された球団は、以下の登録費を納入しなければならない。

- (1) 協会費 1 チーム月額 1,500円
- (2) 新規加入チーム費 20,000円

(役員の設置)

第9条 本協会に理事会から選出された次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 総務部長 1名
- (6) 副総務部長 若干名
- (7) 運営部長 1名
- (8) 副運営部長 若干名
- (9) 事務局長 1名
- (10) 事務局次長 若干名
- (11) 経理部長 1名
- (12) 審判部長 1名
- (13) 副審判部長 若干名
- (14) 会計監査 2名

2 前項以外に次の役員を置くことができる。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 相談役 若干名
- (3) 顧問 若干名

3 その他必要な場合、理事会で推薦した新たな役員を置くことができる。

(役員を選出)

第10条 役員は、理事会で選出する。

- 2 選挙を行う際は、各チームの投票権数の平衡を図る。

(役員の仕事)

第11条 会長は、本協会を代表し、総括する。

- 2 理事長は、協会事業に対して会長を補佐し、渉外に当たる。また、会長に事故及び急務のときは、その職務を代行し、総括する。
- 3 役員は、協会事業の企画・計画・運営に対して、協会発展のための職務遂行に当たる。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げないものとする。また、補欠による就任は、前任者の残任期間とし、就任する役員は、理事会の承認をえるものとする。ただし、第9条の2の役員は除く。

(会議の議長)

第13条 各会議の議長は、会長とし、会長が欠席の場合は、事前に会長が指名した者とする。

(会 議)

第14条 本協会の会議は、定例理事会及び臨時理事会とする。

- 2 定例理事会は、毎年1月中に会長が招集して、次の事項を附議する。
 - (1) 前年度事業及び会計報告の件
 - (2) 今年度事業計画の件
 - (3) 役員改選の件
 - (4) 規約変更の件
 - (5) その他必要となる事項の件
- 3 臨時理事会は会長が必要と認めた場合招集する。

(議 決)

第15条 会議は、構成の過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、会長が決する。

- 2 会議出席不能の者は、委任状をもって議決権を代行させることができる。これを行わない者は、その議決に異議の申し立てをすることができない。

(会計年度)

第16条 本協会の会計年度は、1月から12月までです。

(協会経費)

第17条 本協会の経費は、登録費・大会参加費・寄付金・協賛金等をもって運営費に充てるものとし、納入された費用は理由の如何を問わず一切返戻しないものとする。

(規約改正等)

第18条 本規約改正は、理事会の決議を得なければならない。

2 本規約執行上必要な細則は、別途定める。

(事故・補償)

第19条 大会における練習・試合中等は、各チームの選手の管理は監督・コーチが責任を持って当てること。万一不測の事故が発生した場合は、協会が応急措置はとるが、後日の治療費及び補償はできない。

(違反の処分)

第20条 本協会規約及び運営ルール・大会規定に違反し、また協会の品位に傷をつけるような行為があったチームの役員・選手・関係者は、理事会で審議し、除名及び処分に附することができる。

附則

設立日 昭和52年1月1日

1. 平成9年4月1日全部改正
2. 平成15年4月1日一部改正
3. 平成27年5月31日一部改正
4. 平成29年2月19日一部改正
5. 平成30年5月6日一部改正
6. 令和元年5月26日一部改正
7. 令和2年3月20日一部追記
8. 令和2年11月7日一部改正
9. 令和5年3月5日一部改正
10. 令和5年5月1日一部改正